整理番号：　　1/5

製品安全データシート

1．製品等及び会社情報

1．1 製品の特定

製品名：　**ダイハツ　ミラー親水コート**
製品分類：　自動車用サイドミラーコーティング剤
用途：　自動車用サイドミラー視界確保用
使用上の注意：　上記用途以外には使用しないこと。換気の良い所で作業すること。

1．2 会社情報

会社名：　株式会社ユーエスシー
住所：　〒１８３－００４４　東京都府中市日鋼町１番１
担当部門：　営業１部
電話番号：　０４２－３５１－００１１　FAX番号：　０４２－３５１－００１０
作成者：　e-mail：
改訂日：　２０２５年　２月１５日

2．危険有害性の要約

GHS分類

- 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性　区分2B
- 生殖細胞変異原性　区分1
- 特定標的臓器毒性（単回ばく露）　区分3（気道刺激性、麻酔性）
- 特定標的臓器毒性（反復ばく露）　区分1（肝臓）
  区分2（中枢神経系）

※上に記述のないものは、「区分に該当しない」か「分類できない」

GHSのラベル要素

シンボル

注意喚起語

危険

危険有害性情報

●眼刺激
●遺伝性疾患のおそれ
●呼吸器への刺激のおそれ
●眠気またはめまいのおそれ
●長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害
●長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ

注意書き

安全対策

＊使用前にラベルをよく読むこと。
＊全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
＊上記用途以外には使用しないこと。
＊取扱い後は手をよく洗うこと。
＊使用前に取扱説明書を入手すること。
＊全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
＊保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。
＊粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。
＊屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
＊この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

応急措置

＊眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診察／手当を受けること。
＊ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。
＊吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

保管及び廃棄方法

＊子供の手の届かない所に施錠して保管すること。
＊容器の保存は、日光を遮断し、必ず密栓し、温度４０℃以上になる所、水周りや湿度の高い場所には置かないこと。
＊容器の廃棄の際は、中身を使い切ってから捨てること。

＊内容物や容器を廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3．組成・成分情報

単一製品・混合物の区別：　混合物

含有成分及び含有量

成分名・化学名	含有量 mass%	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR 法No.	毒劇法No.
イオン交換水	６３	7732-18-5	非該当	非該当	非該当	非該当
エタノール	３２	64-17-5	2-202	61 (205)	非該当	非該当
親水剤	２．０	非公開	非該当	非該当	非該当	非該当
アモルファスシリカ（非結晶質シリカ）（親水剤に含有）	０．６	7631-86-9	1-548	165 の 2 (578)	非該当	非該当
イソプロパノール（親水剤に含有）	１．３	67-63-0	2-207	494 (1780)	非該当	非該当

注）化審法No.　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号
安衛法No.　労働安全衛生法（安衛法）第 57 条の 2 第 1 項政令指定物質の政令番号
PRTR 法No.　特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）対象化学物質の政令番号
毒劇法No.　毒物及び劇物取締法の政令番号

4．応急措置

眼に入った場合：　コンタクトの有無を確認し、着用している場合ははずし、直ちに多量の清浄な流水（冷水）で１５分以上洗眼し、瞼の裏まで完全に洗うこと。もし刺激等の異常があれば直ちに医師の診断を受けること。

皮膚に付着した場合：　皮膚に接触・付着した場合、付着液を紙・布等にて素早くふき取り、もし衣類が汚染した時は脱ぎ、触れた部位を多量の水又は石鹸を用いて洗浄すること。関節部、指と指の間をよく洗浄すること。皮膚外観に変化が見られたり、痛みがある場合には、速やかに医師の診断を受けること。

吸入した場合：　直ちに作業を中止し、空気の新鮮な場所に移り、保温とともに安静にすること。呼吸が困難な場合、ネクタイ・ベルト・ウエストバンド等の衣類の締め付けを緩めて、マウストウマウス人工呼吸を行なうこと。気分が回復しない場合は医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合：　水でよく口の中を洗浄した後、多量に水を飲ませ、可能であれば指を喉に差し込んで吐き出させ、直ちに医師の診断を受ける。
意識がない場合には、吐かせてはならない。

5．火災時の措置

消火剤：　水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他[耐アルコール性泡消火剤]

消火方法：

- 可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。
- 消火作業は、適宜な消火器を用いて、風上から行なうこと。
  初期の火災には、粉末消火器、炭酸ガス消火器等で消火すること。
- 周辺火災の場合は、移動不可能な場合は周辺に散水し冷却すること。
- 小規模火災には、火元を遮断し、消火器等を使用して消火すること。

消火を行なう者の保護：　大規模火災には、適切な保護具（耐熱性着衣、手袋、呼吸保護マスク）を着用すること。

6．漏出時の措置

人体に対する注意事項

- 漏出付近から着火源や可燃性のものを速やかに取り除くこと。
- 着火に備えて、適宜な消火器具を準備すること。
- 作業の際には、保護手袋、保護マスク、保護前掛け等を着用すること。
- 室内で漏洩した場合は、窓・ドアを開けて十分に換気を行なうこと。

環境に対する注意事項

- 河川や一般排水溝等に排出しないように注意すること。

除去方法

- 少量の場合：　おがくず、土砂、ウエス、紙等を用いて吸着させて、空容器に回収すること。その後、漏出区域周辺を多量の水で洗い流すこと。洗浄した水等は、地面や排水溝等にそのまま流さないこと。
- 多量の場合：　土のう等で流出を防ぎ、ポンプ、杓子等で空容器に回収すること。
- 廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。

7．取扱い及び保管上の注意

取扱い：

技術的対策

・ 周辺での火気、スパーク、高温物の使用は避けること。
・ 火気に近づけないこと。
・ 蒸気及び噴霧されたミストを吸い込まないようにすること。
・ ばく露防止のために、必要に応じて皮膚・眼・顔を保護する適切な保護具（保護手袋、保護マスク、保護前掛け、ゴーグル等）を着用すること。
・ 取扱い後は手洗い、うがい、洗顔を十分に行なう。作業衣等に付着した場合は着替えること。

注意事項
・ 換気のよい場所で使用し、容器は使用ごとに密栓すること。

保管：

適切な保管条件
・ 容器は密栓し、直射日光の当たる場所や高温になる所を避け、風通しの良い冷暗所で保管すること。
・ 保管は、周辺での火気、スパーク、高温物との接近する場所を避けること。
・ 強酸化剤、強塩基、強酸から離して置くこと。

8．ばく露防止及び保護措置

成分	管理濃度	日本産業衛生学会	ACGIH（TLV-TWA）	ACGIH（TLV-STEL）
エタノール	設定なし	設定なし	設定なし	1000ppm
イソプロパノール	200ppm	400ppm，980mg/m3	200ppm	400ppm

設備対策：　屋内は全体に換気する。換気の悪い場所及び蒸気の発生の多い場所には局所排気装置を設けること。
保護具：　眼の保護具　目にかからないように注意すること。必要に応じて保護メガネを着用すること。
呼吸保護具　通常は必要ないが必要に応じて防毒マスクを使用すること。
皮膚の保護具　必要に応じて保護手袋、保護前掛けを使用すること。
その他　導電性安全靴を使用すること。

9．物理的及び化学的性質

外　観　：　無色透明液体
引火点　：　なし
沸　点　：　有用な情報なし
溶解度　水：　可溶
発火点　：　有用な情報なし
爆発限界　：　有用な情報なし
密　度　：　０．９２７
蒸気圧　：　有用な情報なし

１０．安定性及び反応性

酸化性：　有用な情報なし
自己反応性・爆発性：　有用な情報なし
安定性：　化学的に安定であるが長期に亘って静置すると分離する可能性がある。
反応性：　有用な情報なし
発火性：　なし

１１．有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

組成物質の有害性及びばく露濃度基準

エタノール

急性毒性（経口）：「ラット経口 LD50 = 6.2 - 17.8 g/kg bw. > 5 g/kg bw」（DFGOT vol.7（1996, p148））および（Patty（5th, 2005, p385））の記載により区分に該当しない。

急性毒性（経皮）：有用な情報なし。

急性毒性（吸入：蒸気）：「ラット吸入 LC50=20000ppm/10H（RTECS(2004)）は、20℃でのエタノール飽和蒸気圧濃度 56580ppm 以下であるので蒸気による吸入試験と考えられる。さらに、20000ppm/10H *√10/√4= 31600ppm/4h > 12500 ppm（気体　5000 ppm（区分４）　*2.5）に基づいて区分に該当しない。

皮膚腐食性・刺激性：「OECD TG404 および American guidelines に従った試験により、刺激性でない」（DFGOT（1996））の記載により区分に該当しない。

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：「OECD TG405　および　Draize test に従った試験により、moderate と分類されている」（DFGOT（1996））こと、また「ヒトで角膜上皮の傷害、結膜充血は１、２日間で回復する」（ACGIH（2001））の記載に基づき、区分２A-２B。

生殖細胞変異原性：ラットおよびマウスにおける優性致死の報告およびマウス生殖細胞における異数性誘発の報告（DFG（1999），IARC（1988））に基づき、区分１B。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：「ヒトでエタノールの経口摂取により中枢神経系に影響を与え、頭痛、疲労、集中力を低下させ（ICSC（2000））、急性中毒の場合は死に至ることがある」（DFGOT（1996））の記載および「ヒトで 5000ppm（9.4mg/L）の吸入により気道刺激性、昏迷、病的睡眠を起こす（ACGIH（2001））との記載に基づき区分３（気道刺激性、麻酔性）。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：「ヒトでアルコールの長期大量摂取によりほとんど全ての器官に障害を起こすが、最も悪影響を与える標的器官は肝臓である。障害は脂肪変性に始まり、壊死と繊維化を経て肝硬変に至る」

(DFGOT (1996)) の記載に基づき区分１（肝臓）とした。また、「アルコール中毒患者の禁断症状（振戦症状、てんかん、精神錯乱）」(HSDB、(2003)) の記載に基づき区分２（神経）。

アモルファスシリカ

吸入：粉じん及びミスト　　GHS 分類：分類できない

データ不足のため分類できない。親水性シリカのラットの LC50 値（4 時間）として、> 0.691 mg/L (ECETOC JACC (2006)) 及び> 2.08 mg/L (ECETOC JACC (2006)、SIDS (2006))、疎水性シリカのラットの LC50 値（4 時間）として、0.09 mg/L、0.09～0.84 mg/L、0.45 mg/L、0.5 mg/L、0.6 mg/L、0.8 mg/L、1.65 mg/L、> 2.22 mg/L との８件の報告、計 10 件の報告 (ECETOC JACC (2006)) がある。ECETOC JACC (2006) 本文中には、疎水性シリカでみられた死亡は毒性によるものではなく、被験物質粒子の高濃度投与での窒息によるとの記載があるため、分類には採用しなかった。親水性シリカの２件の情報のみでは区分を特定できない。なお、被験物質が固体であるため、粉じん、ミストの基準値を適用した。

皮膚腐食性及び皮膚刺激性　　GHS 分類：区分外

ウサギを用いた皮膚刺激性試験 (OECD TG 404) において、沈降シリカ (CAS 番号: 112926-00-8) を適用した結果刺激性はみられなかったとの報告 (SIDS (2006)、ECETOC JACC (2006)) がある。また、形態の異なる沈降シリカ又は非晶質シリカ (CAS 番号: 112945-52-5) をそれぞれウサギに 24 時間適用した試験において、いずれも刺激性はみられなかったとの報告がある (SIDS (2006)、ECETOC JACC (2006))。以上より、区分外とした。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性　　GHS 分類：区分２

ウサギを用いた眼刺激性試験 (OECD TG 405) において、沈降シリカ (CAS 番号: 112926-00-8) 適用による刺激性はみられなかったとの報告がある (SIDS (2006)、ECETOC JACC (2006))。また、形態の異なる沈降シリカ又は非結晶性シリカ (CAS 番号: 112945-52-5) をウサギに適用した試験の報告が複数あり、眼刺激性はみられなかったとの報告や、軽度の結膜炎、軽度から中等度の結膜発赤、角膜混濁がみられたとの報告があるが、いずれの症状も回復性であったとの報告がある (SIDS (2006)、ECETOC JACC (2006))。以上より区分２とした。

呼吸器感作性　　GHS 分類：分類できない

データ不足のため分類できない。

皮膚感作性　　GHS 分類：分類できない

データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性　GHS 分類：分類できない

ガイダンスの改訂により区分外が選択できなくなったため、分類できないとした。すなわち、in vivo では、経口投与によるラットの優性致死試験、経口投与によるラット骨髄細胞の染色体異常試験で陰性 (ECETOC JACC (2006)、SIDS (2006))、in vitro では、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の遺伝子突然変異試験、染色体異常試験で陰性、哺乳類培養細胞の小核試験で弱陽性である (ECETOC JACC (2006)、SIDS (2006)。

イソプロパノール

皮膚腐食性及び皮膚刺激性　　EHC 103 (1990)、PATTY (6th, 2012)、ECETOC TR66 (1995) のウサギ皮膚刺激性試験では、刺激性なし又は軽度の刺激性の報告があるが、EHC 103 (1990) のヒトでのボランティア及びアルコール中毒患者の治療のため皮膚適用した試験では刺激性を示さないとの報告から、軽微ないし軽度の刺激性があると考えられ、JIS 分類基準の区分外（国連分類基準の区分 3）とした。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性　　EHC (1990)、SIDS (2002)、PATTY (6th, 2012)、ECETOC TR48 (1998) のウサギでの眼刺激性試験では、軽度から重度の刺激性の報告があるとの記述があるが、重篤な損傷性は記載されていないことから、区分２とした。

呼吸器感作性　　呼吸器感作性：データ不足のため分類できない。

皮膚感作性　皮膚感作性：データ不足のため分類できない。

生殖細胞変異原性　　データ不足のため分類できない。すなわち、in vivo では、体細胞変異原性試験であるマウスの骨髄細胞を用いる小核試験 (SIDS (2002))、ラットの骨髄細胞を用いる染色体異常試験 (EHC 103 (1990)) で陰性の結果が報告されている。in vitro では、染色体異常試験のデータはなく、細菌を用いる復帰突然変異試験 (SIDS (2002)、EHC 103 (1990))、哺乳類培養細胞を用いる hgprt 遺伝子突然変異試験 (SIDS (2002)) で陰性である。なお、IARC 71 (1999)、環境省リスク評価第６巻 (2008) では変異原性なしと記載している。分類ガイダンスの改訂により区分を変更した。

発がん性　　IARC 71 (1999) でグループ３、ACGIH (7th, 2001) で A4 に分類されていることから、分類できないとした。分類ガイダンスの改訂により区分を変更した。

１２．環境影響情報

エタノール

水生環境有害性（急性）：魚類（ファットヘッドミノー）での 96 時間 LC50 > 100 mg/L (SIDS, 2005)、甲殻類（ネコゼミジンコ）での 48 時間 LC50 = 5012 mg/L (SIDS, 2005)、藻類（クロレラ）での 96 時間 EC50 = 1000 mg/L (SIDS, 2005) であることから、区分に該当しない。

水生環境有害性（長期間）：急性毒性区分外であり、難水溶性ではない（水溶解度=1000000 mg/L (PHYSPROP Database、2009)）ことから、区分に該当しない。

オゾン層への有害性：当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていないため分類できないとした。

イソプロパノール

水生環境有害性（急性）　　魚類 ヒメダカ LC50＞100mg/L/96H（環境省生態影響試験 (1997)）区分外とした。

水生環境有害性（長期間）　　難水溶性でなく（水溶解度=1.00×10 6mg/L (PHYSPROP Database)、急性毒性が低いことから、

区分に該当しないとした。
オゾン層への有害性　当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていない。

１３．廃棄上の注意
- 内容物、容器等の廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理すること。
- 製品が付着している容器、機械装置等を洗浄した廃液などは、地面や排水溝にそのまま流さないこと。
- 排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行なうか、委託すること。

１４．輸送上の注意
陸上輸送：消防法：非危険物

注意事項：　運搬に際しては容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないよう積み込み、荷崩れの防止を完全に行なうこと。

１５．適用法令
① 消防法：非危険物
② 労働安全衛生法：５７条　名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物
61(205)エタノール、
165の2(578)アモルファスシリカ、
494(1780)イソプロパノール
※イソプロパノールを含有するが、含有量の関係で有機則非該当
③ 安衛法：作業環境評価基準で定める管理濃度：イソプロピルアルコール 200ppm
④ 化管法(PRTR)：　非該当
⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
※　都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合があるので、詳細は当該自治体にご確認ください。

１６．その他の情報
１６．１　引用文献
① 原料メーカー発行の製品安全データシート
② オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版(日本オートケミカル工業会)
③ ＧＨＳ分類結果データベース　独立行政法人製品評価技術基盤機構
④ 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（ＧＨＳ）改訂６版　国際連合
⑤ JIS　Z7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS)」

１６．２　ＪＩＳの有無
なし

１６．３　記載内容の問い合わせ先
連絡先：　株式会社ユーエスシー
電話番号：　０４２－３５１－００１１
ＦＡＸ番号：　０４２－３５１－００１０

※注意
製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者に提供されるものです。
取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。
従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。